
平成 27 年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 27 年 10 月 20 日

本協会では、平成 27 年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 27 年 10 月 20 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 27 年度上半期の協会員に対する監査結果について

平成 27 年 10 月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員63先（会員40社、特別会員23機関）に対し監査を実施。

2. 監査結果

協会員55先（会員36社、特別会員19機関）に対し監査結果を通知。このうち、16先（会員11社、特別会員 5 機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘。

指摘の内容を見ると、法令違反では、自己資本規制比率の算出誤りや、有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認義務に関する不備が認められたほか、協会規則違反では、個人情報の管理に係る不備が認められた。

なお、法令・諸規則違反等の指摘に、重大な違反は認められなかった。

3. 主な指摘事項

【会員】

○ 自己資本規制比率の算出誤り（法令違反）

市場リスク相当額のうち株式リスク相当額について、以下のとおり、算出誤りが認められ、自己資本規制比率が過大に算出されていた。

イ. 個別リスク相当額について、リスク・ウェイトは8%で算出すべきところ、4%で算出。

ロ. 一の銘柄の時価額が保有有価証券の時価総額の20%を超える場合、超過額に対するリスク・ウェイトは16%を乗じて得た額を加算すべきところ、12%で算出。

○ 有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認義務に関する不備（法令違反）

顧客から事前に有価証券の預託を受けているかどうか、有価証券の「実売り」に係る管理方法について確認しないまま、現物株式の売却注文を受託執行していた。

○ 個人情報の管理に係る不備（規則違反）

個人情報の外部委託先に対する監督が行われていない。

【特別会員】

○ 事故の未届出（法令違反）

投資信託受益証券を取得させる場合、当該受益証券に係る目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない（金商法第15条第2項）。

当機関は、目論見書を交付しないまま投資信託受益証券の買付注文を受注し、取得させていたが、当局及び本協会に対して本件法令違反に係る事故届出を行っていなかった。

○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）

役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、役職員が取引先株式等を売買等する場合の手続きは定めていたが、その他の特定有価証券等に係る売買手続き（事前又は事後の届出等）は定めていなかった。

4. 監査実施状況【平成27年4月から同27年9月までに着手したもの】

協会員63先（会員40社、特別会員23機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	40社	43社	41社
うち取引所との合同検査	16社	16社	15社
うち協会の単独監査	24社	27社	26社
うち特別監査等	0社	2社	4社
② 1社平均の監査日数 （1社当たりの監査日数）	6.5日 （3～12日）	7.3日 （4～14日）	7.0日 （3～14日）
③ 1社平均の監査人員 （1社当たりの監査人員）	4.4人 （2～8人）	3.8人 （3～10人）	4.2人 （3～12人）

- ・「特別監査等」にはフォローアップ監査を含む。
- ・②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	23機関	27機関	21機関
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)	4.9日 (3～8日)	5.6日 (3～10日)	4.9日 (3～7日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)	3.6人 (2～6人)	3.8人 (2～7人)	3.6人 (2～6人)

5. 監査結果【平成27年4月から同27年9月までに結果通知を交付したもの】

協会員55先（会員36社、特別会員19機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	36社 (11社)	38社 (11社)	40社 (12社)
法令違反の指摘件数	2件	10件	5件
① 自己資本規制比率の算出誤り	1	3	2
② 有価証券の「実売り」管理方法の確認不備	1	0	0

(注) 平成26年度は上記のほか、法令違反として、顧客分別金の信託不足（2件）、業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備（2件）、業務に関する帳簿書類の未作成（1件）、空売り規制に係る不備（1件）、取引時確認に係る不備（1件）、信用取引を行うことを明示しない取引（1件）、契約締結時交付書面の未交付（1件）、業務方法書等の未届出（1件）を指摘している。

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	4 件	4 件	5 件
① 個人情報の管理不備	2	2	0
② 売買管理体制に係る不備	1	0	0
③ 外務員資格の効力停止期間中における外務員行為	1	0	0

(注) 平成 26 年度は、上記のほか、諸規則違反として、注文管理体制に係る不備（4 件）、反社情報照会システムへの未照会（1 件）、勧誘開始基準に反した勧誘（1 件）、グリーンシート銘柄審査態勢等に係る不備（1 件）を指摘している。

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢の不備の指摘件数	13 件	5 件	9 件
① 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2	0	0
② 顧客管理態勢に係るもの	2	0	0
③ システムリスク管理態勢に係るもの	1	2	1
④ 情報セキュリティ管理に係るもの	1	0	1
⑤ 内部管理態勢の整備に係るもの	1	0	1
⑥ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	1	0	0
⑦ 投資者保護の観点に係るもの	1	0	0
⑧ 反社会的勢力との関係遮断に係るもの	1	0	0
⑨ 事業継続計画に係るもの	1	0	0
⑩ 外務員資格の管理態勢に係るもの	1	0	0
⑪ 売買管理体制に係るもの	1	0	0

(注) 平成 26 年度は、上記のほか、内部管理態勢の不備として、法人関係情報の管理に係るもの（4 件）、なりすまし取引疑義口座の管理に係るもの（2 件）、注文管理体制に係るもの（1 件）、投資信託の勧誘時の説明に係るもの（1 件）、投資信託の乗換え等に関する管理態勢に係るもの（1 件）を指摘している。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	19機関 (5機関)	23機関 (4機関)	24機関 (5機関)
法令違反の指摘件数	1件	1件	0件
○ 事故の未届出	1	0	0

(注) 平成26年度は、法令違反として、契約締結前交付書面の未交付(1件)を指摘している。

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	4件	3件	4件
○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備	4	2	3

(注) 平成26年度は、上記のほか、諸規則違反として、契約締結時交付書面の交付の方法に係る不備(1件)、広告審査に係る不備(1件)を指摘している。

結果通知の内容	平成27年度 上半期	【参考】平成26年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢の不備の指摘件数	3件	3件	1件
① 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2	0	0
② 投資信託の勧誘時の留意事項に係るもの	1	0	0

(注) 平成26年度は、内部管理態勢の不備として、高齢顧客取引に係るモニタリングに係るもの(1件)、顧客管理態勢に係るもの(1件)、顧客カード等の共有化に係るもの(1件)、なりすまし取引疑義口座の管理に係るもの(1件)を指摘している。

以 上